

長崎労働局発表
平成 25 年 8 月 30 日（金）

担	長崎労働局労働基準部健康安全課 課長 井上 健司
当	労働衛生専門官 古川 寿満 電話 095-801-0032 内線 323

『平成 25 年度全国労働衛生週間が実施されます』

～ 有害物ばく露防止対策、熱中症予防対策の徹底をお願いします ～

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的に昭和 25 年から実施しており、本年度で 64 回目となります。

今年度の全国労働衛生週間は、

『健康管理 進める 広げる 職場から』

をスローガンとして 10 月 1 日から 7 日までを本週間、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として、全国展開されます。

長崎労働局（局長 小鹿昌也）では、傘下の労働基準監督署が労働災害防止団体と連携して県内各地で実施要綱等について説明会を開催することとしており、それぞれの職場において、日常の労働衛生活動の総点検を実施し労働衛生水準の向上を図るよう呼びかけています。

1 全国労働衛生週間について

① 長崎労働局及び各労働基準監督署の取組

県内における昨年の休業 4 日以上労働災害は、1, 418 件（うち死亡災害 10 件）と前年に比べ 12 件増加する結果となりましたが、このうち災害性腰痛や熱中症などの業務上疾病が 83 件発生し、本年度第 1 四半期には硫化水素中毒と思われる中毒症により 3 名の尊い命が失われるなど、労働衛生対策の重要性が増しています。

また、昨年は全国的に印刷業における胆管がんの多発が大きな社会問題となるなど、有害物ばく露防止対策の徹底が求められています。

長崎労働局では、「職場の健康診断実施強化月間（9 月）」に基づく健康づくりの普及・定着、健康診断の結果に基づく保健指導等の事後措置の徹底を図るほか、メンタルヘルス対策の推進、粉じん障害の防止、SDS を活用したリスクアセスメントに基づく有害物ばく露防止対策の徹底等を重点対策とし、関係

者が積極的に取組むよう気運の醸成を図ります。

また、各労働基準監督署では、労働災害防止団体と連携して、全国労働衛生週間準備期間中の9月に、別添一覧表のとおり県内9ヵ所で「全国労働衛生週間説明会」を開催し、各事業場が本週間中及び準備期間中に取組むべき実施事項や関係法令の改正等に関する説明を行います。

② 事業場の実施事項

これらの対策が事業場において着実に実施され、労働者の健康の確保・増進が図られるためには、経営者や事業場トップが自らの責務について認識し、産業医、衛生管理者等の意見を反映させながら対策を展開していくことが重要です。労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組みましょう。

2 職場における受動喫煙防止対策と助成金について

① 職場における受動喫煙防止対策

職場における喫煙対策は、労働安全衛生法による快適な職場環境の形成の一環として事業主の努力義務となっていることから、喫煙室の設置による空間分煙等の措置を講じ、労働者の受動喫煙防止対策を推進することが求められています。

② 受動喫煙防止対策助成金

適切な喫煙室の普及を促すため、平成23年10月1日より旅館業及び飲食店を対象に創設された受動喫煙防止対策助成金について、本年5月の規則改正により、全ての業種が対象となっています。

この助成金は、適切な喫煙室を設け、喫煙室以外を完全に禁煙とすることで、労働者の受動喫煙を防止することを目的としています。

この助成金の支給を受けようとする事業主は、喫煙室の設置等に係る工事計画申請書等をあらかじめ都道府県労働局長に提出し、認定を受けることにより、予算の範囲内で助成金が支給されます。

- 対象業種 : 全ての業種（中小企業に限る）
- 支給内容 : 工事費用の2分の1（最大200万円）を支給

3 熱中症予防対策等の徹底について

今夏は高温・多湿で熱中症発生の危険性が高い状態が続いており、消防庁発表の速報によれば5月末から8月11日までの熱中症による救急搬送は、長崎県内においても520件に達しています。

このような中、7月中旬の農業に続き、8月上旬には建設現場において熱中症による死亡災害が発生しており、熱中症の予防は喫緊の課題となっています。

特に屋外での作業においては、9月以降も熱中症発生の危険性が高い状態が続くことが予測されることから、水分・塩分の適切な補給やクールジャケット着用などの暑熱対策を徹底し、熱中症の発生を防止するようお願いいたします。

別添

平成25年度全国労働衛生週間説明会開催一覧

長崎労働局

管轄署	日時	対象	開催場所及び所在地
長崎署	9月5日(木) 14時00分～ 16時40分頃	長崎地区 (一般)	場所：長崎県漁協会館(5階) 住所：長崎市五島町2-27
	9月19日(木) 13時30分～ 15時30分	下五島地区 (一般)	場所：五島建設会館3階会議室 住所：五島市大荒町343
	9月20日(金) 10時30分～ 12時30分	上五島地区 (一般)	場所：上五島建設会館3階会議室 住所：南松浦郡新上五島町青方郷 2338-3
佐世保署	9月10日(火) 13時30分～ 15時30分	佐世保地区 (一般)	場所：アルカス佐世保 住所：佐世保市三浦町2-3
江迎署	9月11日(水) 13時30分～ 15時30分頃	江迎地区 (一般)	場所：江迎地区文化会館 住所：佐世保市江迎町田ノ元265-1
島原署	9月13日(金) 13時30分～ 15時30分頃	島原地区 (一般)	場所：島原文化会館 中ホール 住所：島原市城内1-1172-1
諫早署	9月12日(木) 13時30分～ 15時30分	諫早・大村 地区 (一般)	場所：大村コミュニティーセンター 住所：大村市幸町25-33
対馬署	9月2日(月) 13時30分～ 15時00分	対馬地区 (一般)	場所：対馬市交流センター 住所：対馬市厳原町今屋敷661
	9月6日(金) 13時30分～ 15時00分	壱岐地区 (一般)	場所：壱岐文化ホール 住所：壱岐市郷ノ浦町本村触445

(別添)

平成 25 年度長崎労働局全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

長崎労働局における昨年の休業4日以上労働災害は、1,418件(内死亡災害10件)と前年に比べ12件増加する結果となりましたが、このうち災害性腰痛や熱中症などの業務上疾病が83件発生し、本年度第1四半期には硫化水素中毒と思われる中毒症により3名の尊い命が失われるなど、労働衛生対策はますます重要な課題となっています。

また、昨年は全国的に印刷業における胆管がんの多発が大きな社会問題となるなど、有害物ばく露防止対策の徹底が求められています。

他方、全国の自殺者数は15年ぶりに3万人を下回り、長崎県内における平成24年の自殺者数も284人と大幅に減少したものの、このうち79人は被雇用者・勤め人であり(警察庁統計資料)、職場におけるメンタルヘルス対策の推進が急務となっています。

このような状況の下、本年度からスタートした第12次労働災害防止計画では、労働災害の大幅な減少はもとより、労働者の健康確保対策を推進するため、SDS(安全データシート)を活用した自主的な化学物質ばく露防止対策、受動喫煙防止対策、メンタルヘルス対策、熱中症予防対策を掲げ、これらの推進を重点施策としているところです。

各種対策の着実な実施と事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的労働衛生管理活動の促進を図ることを目的として、全国労働衛生週間を展開します。

2. スローガン

「健康管理 進める 広げる 職場から」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 局・署の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 災防団体の機関紙等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生週間説明会等を開催する。
- (4) 事業者の実施事項について指導・援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

5. 事業者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力し、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

ア 健康管理の推進

労働者の健康確保の推進のため、健康診断及び事後措置の実施の徹底を図る必要があることから、労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」として位置づけ、以下について重点的に取り組む。

- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

イ メンタルヘルス対策の推進

- (ア) 事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
- (イ) 衛生委員会等における「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (ウ) 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早

期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
(オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施

ウ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和の推進
- (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての地域産業保健センターの活用

エ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化

- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

オ 作業環境管理の推進

- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結果の周知並びにその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
- (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

カ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底

(ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

キ 労働衛生教育の推進

(ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

(イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

ク 職場における受動喫煙防止対策の推進

(ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進

(イ) 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育の実施

(ウ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度（喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

ケ 粉じん障害防止対策の徹底

第8次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組の推進

(ア) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

(イ) 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策

(ウ) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

(ア) 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進

(イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育の実施

(ウ) 作業標準の策定

サ 熱中症予防対策の徹底

(ア) 暑さ指数（WBGT値：湿球黒球温度）の活用、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取、熱中症を考慮した労働衛生管理・労働衛生教育等の取組の推進

(イ) 夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度の設定を踏まえた熱中症予防対策の推進

シ 電離放射線障害防止対策の徹底

ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

- セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

- ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

- タ 化学物質の管理の推進
 - (ア) SDSによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の活用
 - (イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進
 - (ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
 - (エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底
 - (オ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
 - (カ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止
 - (キ) ダイオキシン類ばく露防止措置の実施
 - (ク) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底
 - (ケ) 有機溶剤等化学物質を使用する事業場におけるばく露防止対策の徹底

- チ 石綿障害予防対策の徹底
 - (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 - (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

- ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素・硫化水素濃度の測定の徹底
 - (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

- テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実

- ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

- ナ 職場におけるウイルス性肝炎・HIV／エイズに関する理解と取組の促進